

資料翻刻

忍頂寺務自筆稿本

【凡例】

- 一、本章には、忍頂寺務自筆稿本二種を翻刻して収めた。
- 一、『近代歌謡考説』は、大阪大学附属図書館小野文庫に所蔵される第二次稿本『近代歌謡考説』（小野³⁸⁷）および『自筆草稿』（小野³⁸⁸）を底本とし、務自筆の目次に従って各章を配列したものである。天理大学附属天理図書館所蔵の第一次稿本との関係性、本書成立の経緯等については、本報告書第 一章所収・飯倉洋一『近代歌謡考説』とその周辺^{913.6}を参照されたい。
- 一、『訪書雑録』は、天理大学附属天理図書館所蔵本（請求番号¹¹⁹）を底本とした（翻刻第¹¹⁰³号）。
- 一、翻刻にあたっては、極力原本の姿を留める方針をとりつつ、読解の便を失することのないよう心がけた。
- 一、旧字・異体字・俗字を含む漢字表記については、原則として原本通りに翻刻した。ただし、JIS第一第二水準漢字外の字体について、通行の字体に改めた場合がある。
- 一、誤字や誤記については、特にこれを訂正・注記せず、原本の通りに翻刻した。
- 一、合字は、読解の便を考慮し、これをすべて平仮名に改めた。
- 一、底本の虫損等による判読不能文字については、本文該当箇所に括弧付の を宛ててこれを示した。
- 一、稿本としての性格に鑑み、底本の行移りによらず、原則として追い込みで翻刻した。字下げ等のレイアウトは、原則として原本通りとしたが、翻刻者の判断により、一部レイアウトを改めた箇所がある。
- 一、本文に存する見せ消し等の推敲記号については、便宜上これを省略し、修正後の本文のみを翻刻した。
- 一、翻刻者による注釈は、忍頂寺務自身の注釈と区別するため、すみ付き括弧によって表示した。なお、注釈において本文を引用する場合は、改行を「／」によって示した。
- 一、本文中の図像については、「（絵）」とのみ記し、翻刻者による注釈によってその内容を示した。
- 一、本文中には人権に関わる語句が認められるが、学術研究上歴史的事実を伝えるべく、原の姿を留めた。
- 一、本章所収の『近代歌謡考説』および『訪書雑録』については、稿本であることに鑑み、本報告書においては、「稿本」『近代歌謡考説』および「稿本」『訪書雑録』と呼ぶこととする。